

亀山市告示第151号

亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>実施要領第10の1の(2)のイ</u>の採択を受けていること。</p> <p>(3) <u>実施要領別記1の第2の1の(1)</u>に規定する取組要件を満たす販売農業者（市内に住所又は主たる事業所を有するものに限る。以下「参加農業者」という。）を取りまとめるこ</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>実施要領第9の4の(2)</u>の採択を受けていること。</p> <p>(3) <u>実施要領別記3の第2の1の(1)</u>に規定する取組要件を満たす販売農業者（市内に住所又は主たる事業所を有するものに限る。以下「参加農業者」という。）を取りまとめるこ</p>

と。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする
交付対象者は、肥料価格高騰対策事業
費補助金交付申請書(様式第1号)に
次に掲げる書類を添付して、市長に提
出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 誓約書(業務方法書様式第1—3
号)の写し又は確認書(業務方法書
様式第1—4号)の写し

[(3) ~ (5) 略]

(事後の検査)

第8条 交付対象者は、業務方法書第10
条に規定する取組実施状況報告書(業
務方法書様式第5—1号)を提出した
ときは、当該報告書及びその添付書類
(業務方法書様式第5—2号)の写し
を市長に提出するものとする。

[2 略]

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付対象者が実施要領
第11の規定により交付等要綱第2に
規定する肥料価格高騰対策事業費補助
金の返還を求められたときは、当該交
付対象者に交付した補助金の額の全部
又は一部を返還させることができる。

[2 略]

と。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする
交付対象者は、肥料価格高騰対策事業
費補助金交付申請書(様式第1号)に
次に掲げる書類を添付して、市長に提
出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 誓約書(業務方法書様式第1—3
号)の写し

[(3) ~ (5) 略]

(事後の検査)

第8条 交付対象者は、業務方法書第8
条に規定する取組実施状況報告書(業
務方法書様式第5—1号)を提出した
ときは、当該報告書及びその添付書類
(業務方法書様式第5—2号)の写し
を市長に提出するものとする。

[2 略]

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付対象者が実施要領
第10の規定により交付等要綱第2に
規定する肥料価格高騰対策事業費補助
金の返還を求められたときは、当該交
付対象者に交付した補助金の額の全部
又は一部を返還させることができる。

[2 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号中「第1—3号)の写し」の次に「又は確認書(業務方法書様式第1—4号)の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。